

指定管理者等管理運営状況評価

評価対象施設	特別県営住宅・特定公共賃貸住宅・県営住宅
指定管理者	埼玉県住宅供給公社(県営住宅については公営住宅法第47条に基づく管理代行)
評価対象年度	令和6年度
施設所管課	住宅課

評価項目	評価	コメント
1. 入居管理に関する実績	A	<ul style="list-style-type: none"> ・運営相談・修繕相談を実施した。 ・高齢者や被災者の見守りのための細やかな取組を行った。 ・安否確認、入居者同士の見守りの啓発、合鍵預け先の登録の拡大、IoTによる見守り装置配布など ・WEB申込の実施や、住戸内の360°画像の公開拡大など、入居率の向上のための取組を行った。 ・法的措置予定者選定会議を開催するとともに、不正入居者に対する訴訟、強制執行、和解指導を実施した。 ・入居管理対策会議を開催するとともに、不正占有者等への指導を実施した。
2. 収納業務に関する実績	A	<ul style="list-style-type: none"> ・家賃収納率 99.08% ・滞納原因(収入収支状況等)を面談等により確認し、解消に向けた対策を実施した。 ・退去者滞納の回収に努め、期首残高を減じた。
3. 施設管理に関する実績	A	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の定期点検を確実に実施し、各施設の適切な維持管理を行った。 ・火災発生時の県への報告及び復旧に向けた調整を迅速に行った。
4. 利用者サービスの向上	A	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上のための研修や危機管理情報訓練を実施した。 ・自治会利便性向上のための取組として飾花苗の配布、防災訓練の啓発などを実施した。 ・アンケート調査結果は「満足」「やや満足」が80%以上であった。
総合評価	A	適切な管理運営が行われた。

特記事項	特に評価すべき点	家賃収納率は99.08%と高い水準を維持している。
	次年度に向けて改善が望まれる点	入居者や自治会からの相談に対し、より丁寧かつ速やかな対応が望まれる。 不正入居者や不適切な入居者に対しては、法令に則った、より適正かつ適切な対応が望まれる。